

## 令和4年度 伊賀市教育行政評価委員会 名簿

(敬称略)

	所属・職名		氏名
教育行政評価委員会委員	1号委員	元三重大学人文学部准教授	藤本 久司
	2号委員	元伊賀市教育委員会事務局職員	伊室 春利
	3号委員	元学校教育課長、元中学校長	加納 圭子
	4号委員	文化財保護指導委員	西嶋 克司
	4号委員	元図書館協議会委員	岡山 恵美子
	4号委員	青少年健全育成市民連絡会議副会長	岡山 幹治
教育委員会事務局	教育委員会事務局長		滝川 博美
	社会教育推進監（生涯学習課長・中央公民館長）		東 浩一
	教育総務課長		川北 喜道
	学校教育課長		茶本 康一
	いがっこ給食センター夢所長		大岡 宏
	いがっこ給食センター元気兼大山田給食センター所長		奥井 直司
	文化財課長		笠井 賢治
	上野図書館長		小林 さおり
	教育総務課		藤岡 史江

## ○伊賀市教育行政評価委員会の設置に関する条例

平成20年3月26日条例第3号

## 改正

平成26年3月28日条例第4号

平成27年3月17日条例第4号

## 伊賀市教育行政評価委員会の設置に関する条例

(設置)

**第1条** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第2項の規定に基づき、伊賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が実施する教育に関する事務執行の状況についての点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、伊賀市教育行政評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、教育委員会が自ら行う教育行政事務の点検及び評価について教育委員会に対し意見を述べるものとする。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員6人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育行政に関する専門的知識を有する者
- (2) 教育行政事務に関して実務経験を有する者
- (3) 小学校、中学校、高等学校又は特別支援教育諸学校の校長経験者
- (4) 社会教育又は文化財保護についての識見を有する者

(任期)

**第4条** 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

**第7条** 委員会は、必要があると認めるときは、議事にかかる関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(補則)

**第9条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月17日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 教育委員会の点検・評価制度について

平成20年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の一部を改正する法律が施行されました。

改正地教行法では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、「毎年、教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行について、教育に関し学識を有する者の知見の活用を図りつつ点検及び評価を行うとともに、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに市民に公表しなければならない。」としています。

### 【学識経験者の知見の活用】

教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用については、点検・評価の客観性を確保するためのもの。

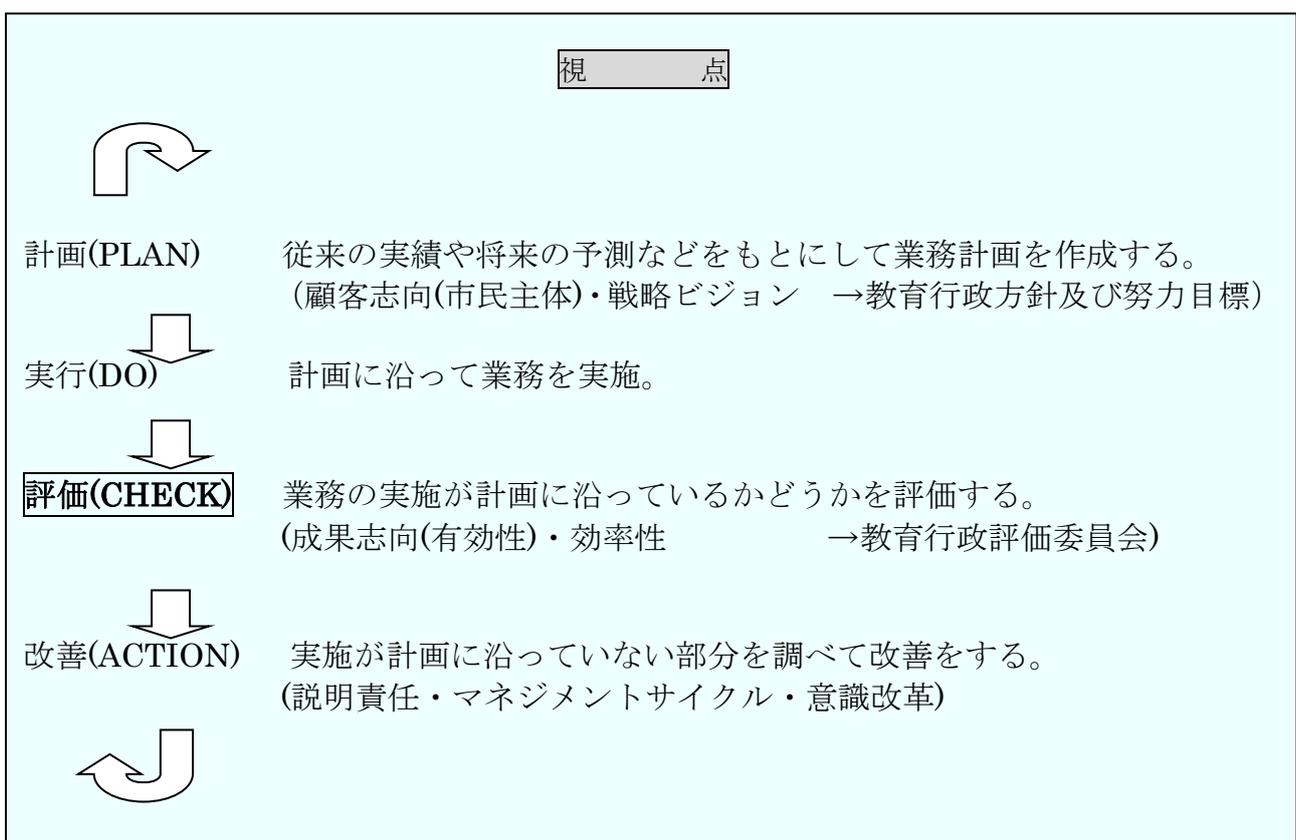
その活用方法については、評価の方法や結果に対して、学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるなど、教育委員会の創意工夫により対応する。

学識経験者は、教育委員や現職教員、教育委員会事務局職員等でない者で、教育に関して公正な意見を述べるができる者であって、あくまでも評価の客観性を確保する趣旨によるもので、必ず教育経験者や大学の研究者などの教育について、専門家の必要はない。

### 【目的】

点検・評価を実施することにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民から信頼される教育行政を推進することを目指します。

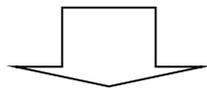
## 行政評価による行政経営のマネジメントサイクルのイメージ



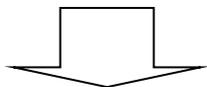
【令和4年8月29日現在】

令和4年度教育行政評価（令和3年度事業評価）及び令和5年度教育行政方針策定スケジュール（案）

教育行政評価（2021（令和3）年度事業評価）		教育方針等検討（令和5年度教育方針）	
第1回行政評価委員会	8月29日		
第2回行政評価委員会	9～10月		
第3回行政評価委員会	10～11月		
教育長へ報告		第1回教育方針等検討協議会 令和5年度 教育行政方針、努力目標等策定	10～11月  1月下旬
評価委員の評価に対する対応を上程 （2月定例教育委員会で公表）	2月下旬	第2回教育方針等検討協議会 （評価内容協議、方針策定協議）	2月中旬



「教育方針及び努力目標」冊子の作成（3月下旬）



議会に提出、市ホームページで公表（4月上旬）

## 令和4年度 教育行政評価の流れ

## 第1回教育行政評価委員会

- \* 令和3年度事業内容を各所属長から説明  
点検評価シート、評価対象事業・質問書配布



評価委員は、質問があれば、質問書を後日事務局に提出  
※ご質問のない場合は提出不要です。



事務局は、質問に対する回答書を評価委員に送付



評価委員は、点検評価シートを事務局に提出  
※評価事業(業務)ごとにシートの右欄に評価等をご記入いただき、提出してください。  
FAX(教育総務課 22-9647)又は、メール([kyoui-soumu@city.iga.lg.jp](mailto:kyoui-soumu@city.iga.lg.jp))  
でも結構です。



## 第2回教育行政評価委員会

- \* 評価・意見等の調整・協議



## 第3回教育行政評価委員会

- \* 評価結果報告書(案)について、修正箇所等を協議

## 令和4年度伊賀市の教育行政評価について 【令和3年度実施事業の評価】

### 1. 教育委員会の点検・評価の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」に基づき、本市が取り組んでいる教育行政について、評価を行い公表するとともに、今後の課題や取り組みの方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図る。

### 2. 点検評価の実施方法

#### 【1次評価】（内部評価）

伊賀市教育委員会が策定した2021（令和3）年度伊賀市教育委員会教育方針に掲げた事務事業のうち、経常業務、法令で定められ裁量の余地がない事業、小規模な事業を除いた事業について事務事業評価に基づき、各所属長が必要経費、有効性、効率性の点から点検及び評価を行い、事業の方向性を定めた。（評価対象事業数：46事業）

#### 教育行政評価事業数

担当課	教育総務課	学校教育課 (給食センター)	生涯学習課	公民館
事業数	7	13	6	1
担当課	教育集会所	文化財課	図書館	計
事業数	2	10	7	46

#### 【2次評価】（伊賀市教育行政評価委員による評価）

1次評価を取りまとめた評価表が正しく評価されているかを所属長のヒヤリングを実施し、課題や事業の改善に関する提案等を行う。（教育行政評価委員会：3回開催）